地震防災マップ

保存版

防災全般について不明な点は、
市役所の危機管理課までお問い合わせください。

■ TEL 055-948-1482　■ FAX 055-948-1169
■ e-mail：kiki@city.izunokuni.shizuoka.jp

伊豆の国市

※問い合せ先は平成 26 年 4 月以降の組織で表示しています。

地震のしくみ

兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）中越地震などは、陸地の地下で活断層の活動によって起こった内陸型地震です。

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や今後発生が懸念されている東海地震や東南海地震など（南海トラフ地震）はプレート境界で発生する海溝型地震です。

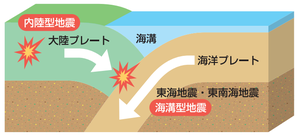

● 今後想定される巨大地震

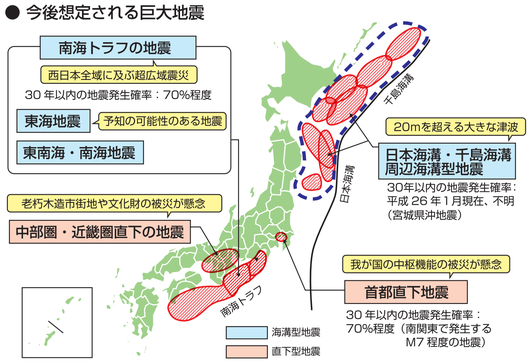

海溝型地震が起こると、津波が発生する可能性があります。

伊豆半島付近では、最大で高さ10m以上の津波が予想されています。

地震が発生した時には、津波情報にも注意してください。また、海岸近くにいる場合には、海岸に近づかないようにしましょう。

家の中の地震対策

● 家具を固定しましょう

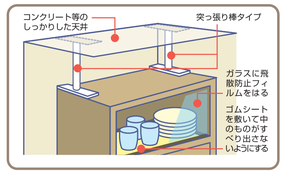

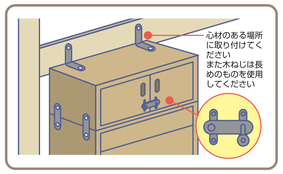

● 家具を置く場所や置き方に注意しましょう

家具の上には重いものや落ちると危険なものを置かないようにしましょう。

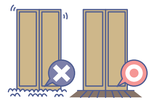

じゅうたんや畳などの柔らかい床には、背の高い家具は置かないようにしましょう。

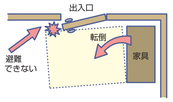

寝室や入り口付近には家具は置かないようにしましょう。

家庭内家具等固定推進事業　伊豆の国市には、家具の転倒対策として、ご自宅の家具を 6 台まで無料で固定する制度があります。

対　象　伊豆の国市にお住まいで、次のうち、ひとつでも該当すれば対象です。

- 65 歳以上のみの世帯
- 障がいの程度が 1 級・2 級の人のみの世帯またはその人と同居する世帯
- 要支援・要介護者の人のみの世帯またはその人と同居する世帯

条　件

- ビスや L 字型固定器具で取付け可能な家具等に限ります。
- 建物の構造によっては、指定の器具で取付けが出来ない場合があります。
- アパートやマンションにお住まいの人は、管理者の承諾が必要です。

この制度を利用して、危惧される大地震に備えましょう。

お問い合わせ　危機管理課　電話番号：055-948-1482
静岡県伊豆の国市長岡 340-1　伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎 1 階

緊急地震速報について

気象庁では、もうじき揺れることをお知らせする「緊急地震速報」を提供しています。

地震の揺れ（地震波）は、秒速数キロの早さで地面を伝わっていきます。地震波には、早く伝わるけれど弱い揺れのP波（初期微動）とそれより遅いけれど強い揺れのＳ波（主要動）があるので、先にやってくるP波（初期微動）を震源近くで観測して、後でやってくるＳ波（主要動）の到来をより遠くの地域へ知らせれば、数秒から数十秒の猶予時間をもって地震の到来を知ることができます。

震源の近くで地震の揺れ（地震波）を観測して瞬時に解析し、より遠くの地域に揺れの到来を知らせるのが「緊急地震速報」です。

テレビや携帯電話等でこの情報が放送された場合には、落ち着いて身の安全を確保するようにしてください。

● 緊急地震速報

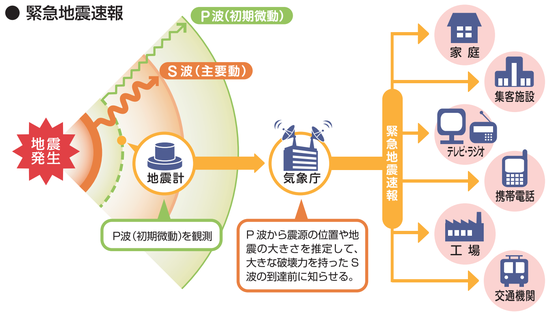

● 緊急地震速報をきいたら…

人がおおぜいいる施設では施設の係員の指示に従ってください。
落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さないでください。

街中では、ブロック塀の倒壊などに注意してください。看板や割れたガラスの落下に注意してください。
丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難してください。

家庭では頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れてください。あわてて外に飛び出さないでください。無理して火を消そうとしないでください。

あなたの家の安全は大丈夫？

安心して暮らしていくには、足元からの取り組みが大切です。
まず、自分の家の耐震性を知り、できることから耐震化の取り組みを始めましょう。

耐震診断のすすめ　建物の倒壊を未然に防ぐため、地震による既存の建物に崩壊の恐れがあるかないかを把握することを「耐震診断」といいます。
まずは、耐震診断で建物の耐震性を確かめる必要があります。

耐震改修とは　大地震に備えて、耐震診断を受けた結果、耐震性に問題がある建物は、適切な補強工事が必要です。このことを耐震改修といいます。

● 耐震診断を実施することが望ましい建物

昭和56年以前の住宅など、古い建物

バランスが悪い建物

昭和 56 年に耐震基準が見直しされ、その年の前後で建物の耐震性に違いがあります。昭和 57 年以降の新耐震基準では、基礎配筋などが強化されています。昭和 56 年以前に建築された住宅にお住まいの方は、特に耐震診断を受けることが重要です。また、老朽化が著しい建物も早期に耐震診断が重要です。

● 家の周辺の安全対策をしましょう

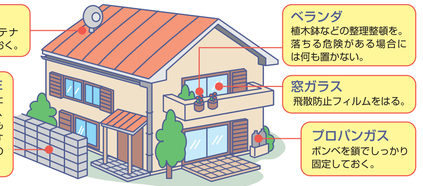

耐震診断・耐震改修に関する疑問などは、市役所 危機管理課までお問い合わせ下さい。TEL055-948-1482

耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額特例処置

耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額特例措置が、平成 19 年度課税から創設されました。	耐震基準に適合する改修工事をした住宅は、その住宅の固定資産税の二分の一が最長３年分減額されます。（改修工事の年次により平成 19 年度から平成28年度課税まで）	昭和57年 1 月 1 日以前からある住宅で、平成 18年 1 月 1 日から平成 27年 12 月 31 日までに建築基準法に基づく現行耐震基準に適合する改修工事を行ったもので、1 戸あたり 30 万円以上の工事費と 1 戸あたりの床面積 120 ㎡までの住宅が対象になります。	耐震基準適合証明書を添付の上、工事完了後３か月以内に申告が必要です。

詳しくは、市役所の税務課までお問い合わせ下さい。TEL055-948-2907

地震と予想される現象

南海トラフの巨大地震が発生すると、伊豆の国市では震度５強から震度６強の揺れが予想されています。

震度 7

- 自分の意志で行動できない。
- 地すべり、がけ崩れが発生することがある。
- 耐震性の高い建物でも、傾いたり大きく破壊するものがある。

震度 6強

- はわないと動くことができない。
- 固定していない家具のほとんどが倒れ、耐震性の高い建物でも壁や柱が破損することがある。

震度 6弱

- 立っていることが難しい。
- 壁のタイルやガラスが割れて落下し、ドアが開かなくなることがある。
- 耐震性の低い建物が倒壊する場合がある。

震度 5強

- タンスなどの固定していない家具や自動販売機が倒れることがある。
- 耐震性の低い木造住宅では壁や柱が破損するものがある。

震度 5弱

- 棚の食器類や本が落ちたり窓ガラスが割れることがある。
- つり下げられたものは激しく揺れる。
- 山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。

● 建物の構造・築年次別の耐震性と震度による建物全壊率の関係

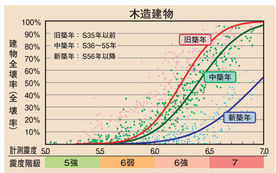

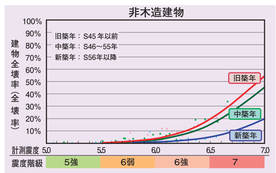

一般に、昭和 56 年以前に建てられた木造建物は全壊率が高い傾向にあります。
耐震診断を行って、必要に応じて耐震改修等の地震対策をしましょう

TOUKAI－0補助事業

● 静岡県木造住宅耐震補強（TOUKAI－0 ゼロ）について

静岡県では、阪神・淡路大震災で亡くなった方の 8 割以上が建物の倒壊等による圧死・窒息死であったことを教訓に、震災による死者を減らす為の最善策は、「住宅や家具の倒壊による圧死・窒息死を防ぐこと」と認識し、切迫性が指摘されている東海地震における住宅の倒壊から一人でも多くの県民の生命を守る為、全国に先駆けて平成 13 年度にプロジェクト「TOUKAI－0」を立上げ、市町村と一体となって昭和56年5月以前の木造住宅の耐震化を推進しています。

● 具体的な手順の流れ

1 専門家の無料耐震診断
〈わが家の専門家診断事業〉

無料で専門家による耐震診断が受けられます。
市・町から専門家（耐震診断補強相談士）を派遣するので安心です。

2 補強計画の作成
〈木造住宅耐震補強助成事業〉

診断の結果、補強が必要な場合は、補強計画を作成します。
これには、96,000 円を限度に費用の 3 分の 2 まで補助金を受けられます。

3 耐震補強工事
〈木造住宅耐震補強助成事業〉

伊豆の国市では、木造住宅の耐震補強実施に対する助成を行っています。

※　条件
・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された既存木造住宅であること。
・補強後の評点が 1.0 以上 かつ 評点＋0.3 以上であること。
・新工法を採用する場合、上記と同等以上の効果が認められる補強であること。
・補助額は、1 棟あたり 70 万円を上限とします。
・高齢者等（65 歳以上の方のみが居住する世帯及び障害者と同居されている世帯）
については補助額の上限を90万円とします。

木造住宅の耐震診断から補強工事までのながれ

専門家による簡易・一般診断で
総合評点が0.7以上1.0 未満……やや危険です
総合評点（※1）が 0.7 未満……倒壊または大破壊の危険があります
と判断された場合

※1　総合評点は、構造耐震指標 Iw（H18 国土交通省告示第 184 号）によって算定します。

補強計画の作成

補強計画は、補強後の耐震性を確認するものです

費用は規模などによっても違いますが、5万円から15万円程度です。

一般診断及び補強計画は、建築士事務所に依頼して作成します。誰に頼んだらいいか、わからないときは、建築士会、建築士事務所協会へご相談ください。

診断結果をもとに、補強計画を行います。

効果的な補強工事をするために、どこにどのくらいの強さの壁を増やしたら良いか、基礎の補強をどうするか、老朽箇所の補強をどうするかなどを判断して補強後の総合評点を計算します。
補強計画を立てるために、屋根裏や床下から、まじかいの有無や柱・梁などの接合状態などを、専門家として全数調査します。

見積・工事契約

補強工事

補強計画に基づいて補強工事を行います

工事費は、建物の状態などによっても違いますが、平均で110万円から130万円程度です。

さらに確実な工事を行うために

建築士事務所に設計図書の作成や工事監理をお願いできます。（別途費用がかかります）実際にどのような材料を使用するか決定し、またデザインにも配慮して、建築士が設計図書を作成します。よりしっかりとした工事を希望する方は、建築士事務所に依頼して設計図書を作成してもらいましょう。
また、計画どおりに工事が行われているか確認することが大切です。信頼できる工事店にお願いすることとあわせて、建築士事務所に工事監理を委託するなど、第三者の目で確認してもらうとより安心です。

工事監理が大切です

完　成

緊急速報メール（エリアメール）配信について

伊豆の国市では、携帯電話向け災害情報伝達システムについて、平成 23 年 10 月 1 日から株式会社 NTT ドコモが提供する緊急速報「エリアメール」、平成 24 年 4 月 1 日から KDDI 株式会社およびソフトバンクモバイル株式会社が提供する「緊急速報メール」の配信を開始しました。受信可能な機種や設定方法など、詳しくは携帯電話購入店にお問い合わせいただくか、各社のホームページをご覧ください。

配信情報　避難に関する情報その他住民の安全に関する緊急情報

緊急速報メール（エリアメール）の特徴

伊豆の国市内の携帯電話基地局エリアの範囲内に滞在する方の緊急速報メール対応携帯電話に情報を配信します。

1. 通信料および月額使用料は無料で受信できます。
2. 受信するための登録、申込みは必要ありません。
3. 緊急速報メールが配信されると携帯電話の画面に配信内容を自動表示し、専用着信音、バイブレーションでお知らせします。
4. 緊急速報メール（エリアメール）は、メールアドレスを用いずに配信エリア内の緊急速報メール（エリアメール）対応携帯電話へ配信する仕組みのため、観光や仕事などで伊豆の国市を訪れた方でも受信できます。

災害伝言ダイヤル 171

地震など大規模な災害が発生した時、安否の確認や見舞い、問い合わせなどの電話が被災地に集中し、電話がつながりにくい状況になってしまいます。災害用伝言ダイヤル「171」はこのような災害発生時に、被災地内の電話番号を使って、安否等の情報を音声により登録・確認出来るサービスです。

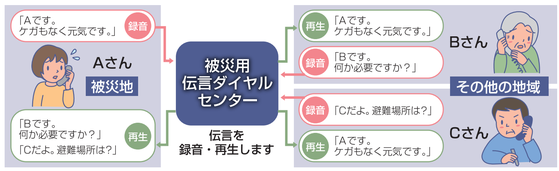

Eメール配信サービス

Eメールで、防災情報や、イベント情報、生活情報をお届けします

伊豆の国市では平成22年4月1日から、Eメールを利用して市民の皆さんに役立つ情報を配信する「伊豆の国市メール配信サービス」を行っています。

1. 空メールの送信
   izunokuni-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com
   へ空メール（件名や本文のない メール）を送信してください。
   バーコード読み取り機能付き携帯電話をお使いの人は、右の QR コードをご利用ください。
2. 返信メールの受信
   「伊豆の国市メール配信サービス登録・変更のご案内」というメールが届きます。
3. U R L にアクセス
   「登録・変更のご案内」メールに記載された URL をクリックし、登録・変更用サイトへアクセスしてください。
4. 登録
   URL にアクセスし、登録画面が表示されたら、利用規約をご確認ください。規約に同意した上で、「配信を希望する情報」や居住地域」、「性別」、「年代」を選択してください。
   氏名や電話番号などの個人情報の登録は必要ありません。

お問い合わせ　伊豆の国市役所 情報システム課 電話番号：0558-76-8015